

小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会設置要綱

令和元年6月19日
31小こ第376号

(設置)

第1条 小牧市の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「放課後子ども事業」という。）の計画的な整備等を推進する小牧市放課後子ども総合プランの導入に向けて放課後子ども事業の総合的なあり方を検討し、小牧市立小学校（以下「小学校」という。）に就学している全ての児童が放課後を安全に、かつ、安心して過ごし、多様な体験、活動等を行うことを推進するため、小牧市放課後子ども総合プラン導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 放課後子ども事業を一体的に、又は連携して実施するために必要なこと。
- (2) 放課後子ども事業の実施に係る小牧市教育委員会と市長との具体的な連携に関すること。
- (3) 放課後子ども事業の活動プログラムの企画並びに活動の充実及び安全管理に関すること。
- (4) 放課後子ども事業の実施後の検証及び評価に関すること。
- (5) 放課後子ども事業に従事する支援員等の処遇及び保護者負担のあり方に関すること。
- (6) 放課後子ども事業に従事する地域ボランティア等の人材確保に関すること。
- (7) その他放課後子ども事業の実施に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 地域住民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。